

令和 6 年度 健康かさい 2 1 第 3 次計画策定業務委託
プロポーザル募集要領

加西市福祉部
健康課
(令和 6 年 6 月)

1 趣旨

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通して、全ての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが求められています。

加西市では、平成 28 年度に健康増進法第 8 条第 2 項の規定に基づく健康増進計画及び健やか親子 21 の地方計画である健康かさい 21 計画（第 2 次）を策定し、令和 2 年度に中間評価を実施、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 か年計画を推進しているところです。令和 7 年度に計画が終了するため、現計画の検証や住民の健康ニーズ把握等のためのアンケート調査の実施、健康に関する現状分析や課題の抽出を行い、第 3 次計画を策定する。

これらを踏まえ、健康かさい 21 第 3 次計画策定業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下、「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：健康かさい 21 第 3 次計画策定業務委託
- (2) 業務の目的：「健康かさい 21 第 3 次計画策定業務仕様書」のとおり
- (3) 業務内容：「健康かさい 21 第 3 次計画策定業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：委託契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 提案上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
（令和 6 年度 2,000,000 円、令和 7 年度 3,000,000 円）

4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を予定する者（以下、「参加予定者」という。）は、指定期日までに市に参加表明をし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。
- (3) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第 2 位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記（3）の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る日程については、「13 日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

【参加資格要件の一覧】

番号	資格要件	内 容	提出書類
1	① 入札参加資格者名簿への登録	加西市財務規則（昭和 42 年加西市規則第 40 号）第 105 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること ただし、対象業務の性質又は目的からして、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則（昭和 42 年加西市規則第 40 号）第 105 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。 （適用除外） 公共用地の有効活用のための売払いや、事業者誘致等、役務等の提供を目的としないものは、入札参加資格登録を条件としないことができる。	入札参加資格者名簿についての誓約書（別記様式 3）
	② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること ※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	参加資格についての誓約書（別記様式 4）
	③ 指名停止措置	加西市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領（平成 6 年加西市訓令第 23 号）に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。	参加資格についての誓約書（別記様式 4）
	④ 契約の相手方としての適格性	加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号）に規定する暴力団等でないこと	暴力団排除条例に関する誓約書（別記様式 5）
	⑤ 市税の納付状況	市税を滞納していないこと	市税納税証明書（別記様式 6） ※市内業者のみ
	⑥ 消費税及び地方消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと	納税証明書 ※税務署の発行するもの

2	業務実績	過去5年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行事績があること	業務実績調書（別記様式1）※実績を証明する契約書等の写し
3	経営の安定性	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと	財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）
4	その他	・ その他所管部長が必要と認める事項 ・ その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。	

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

（1） 質問がある場合は、「質問書及び回答書」（様式5）に質問事項を記載のうえ、令和6年6月21日（金）までに、FAXまたは電子メールにより健康課宛に送信すること。

メールの件名は「健康かさい21第3次計画策定業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

（2） 質疑に対する回答は、令和6年6月28日（金）までに、市ホームページに掲載する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

8 企画提案について

（1） 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目及び仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて15ページ以内とする。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することし、上限額を超える見積書は無効とする。（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。）

金額は消費税等込みの金額を記入すること。

【企画提案書作成項目】

① 業務実施計画
② 組織体制計画
③ 業務工程表
④ 見積書及び見積内訳書

プロポーザルへの参加者は、「公募型プロポーザル参加申込書」(様式3)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書等の関係書類を添えて健康課に提出すること。

【その他資料（参加資格審査書類）】

① 会社概要（パンフレット等）	⑥ 納税証明書（消費税等）
② 入札参加資格者名簿についての誓約書（別記様式3）	⑦ 業務実績調書（別記様式1）
③ 参加資格についての誓約書（別記様式4）	⑧ 登記事項証明書
④ 暴力団排除条例に関する誓約書（別記様式5）	⑨ 印鑑証明書
⑤ 市税納税証明書（別記様式6） ※市内業者のみ	⑩ 決算関係書類（財務諸表等）

(2) 参加を辞退する場合

参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」(様式4)に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、参加申込期限までに健康課に提出するものとする。

(3) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 9部

※ 副本については、参加事業者名を記載せずに作成すること。

(4) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和6年7月12日（金）17時 必着（ただし、土・日曜、祝日を除く。）

方法：直接健康課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加西市健康福祉会館 1階 福祉部健康課

〒675-2303 加西市北条町古坂 1072 番地の 14

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(5) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

9 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、「健康かさい21第3次計画策定業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し行うものとする。

10 選定委員会（書類審査）の実施

庁内に選定委員会を設置し、「別紙 評価基準表」に基づき、書類審査を実施する。

11 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「別紙 評価基準表」により、契約候補者及び次点者を決定する。

なお、総合評価点が同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

12 契約締結に向けての協議

（1）仕様等の確定について

健康課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

（2）契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

（3）契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

13 日程及び提出書類等

時 期	内 容
令和6年6月10日（月）	募集要領の告示、配布
6月21日（金）	質問書提出期限
6月28日（金）	質問の最終回答
7月12日（金）	参加申込書・企画提案書等の提出期限
7月下旬	選定委員会の開催
7月下旬	審査結果の通知
7月下旬	契約候補者との協議
8月上旬	契約締結
8月上旬	業務履行の開始

14 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

16 問い合わせ先

加西市役所福祉部健康課 担当 後藤、尾崎、澤田

電 話：0790-42-8723

F A X：0790-42-7521

E-mail：kenko@city.kasai.lg.jp